

「安全安心住宅ストック支援事業」 申請の手引き

「耐震改修工事」および「耐震改修工事とあわせて行うリフォーム工事」において、代理受領（鹿児島市が直接、施工業者へ補助金を支払う制度）を選択することができます。 ⇒詳しくは P33,34 へ

－ 目次 －

1. 補助内容	・・・P 1
2. 補助条件	・・・P 3
3. 手続きの流れ	・・・P 4
4. 耐震診断補助 申請	・・・P 5
5. 耐震改修工事補助 申請	・・・P 13
6. リフォーム補助 申請	・・・P 23
7. 代理受領について	・・・P 33
8. Q & A	・・・P 35

5月7日（火）から受付開始（先着順）

お問い合わせ

鹿児島市 建築指導課（市役所東別館4階）

TEL:099-216-1358 FAX:099-216-1389 メール:kshido-kenan@city.kagoshima.lg.jp

鹿児島市ホームページ ⇒ サイト内検索



鹿児島市では、既存住宅の安全性を確保し、良質な住宅ストックの形成を図るとともに、子育て・高齢者等世帯の安心な住まいづくりの促進を図るため、住宅の耐震診断、耐震改修工事及びリフォームに要する費用の一部を補助します。

申請については、様々な条件がありますので、申請書類作成前に、この手引きをよくお読みください。

1. 補助内容

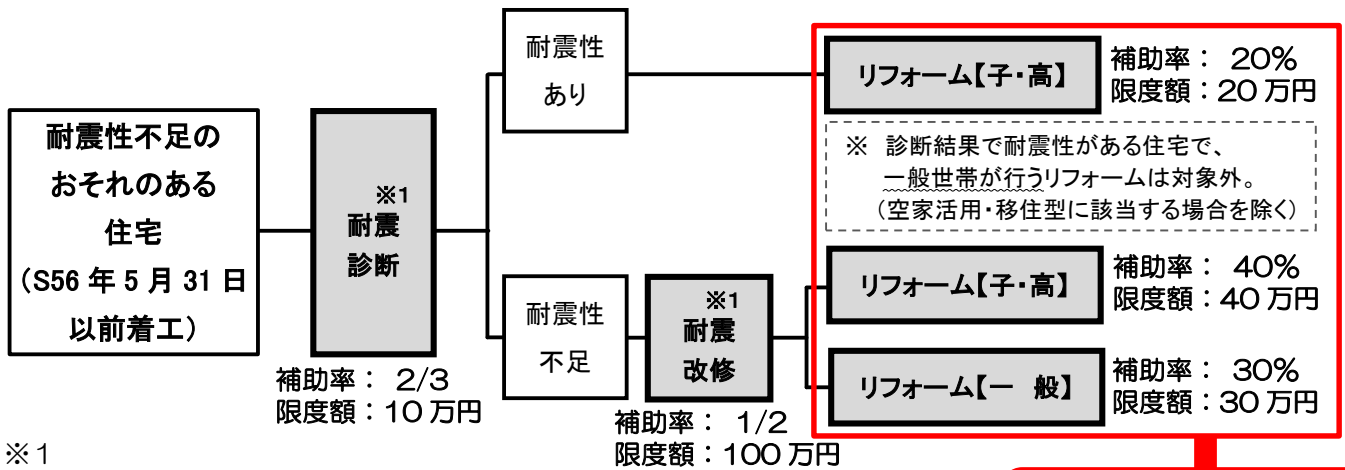
項目	内容	対象となる住宅				
		要件 (対象住宅はこちらを参照) →	種別			
			戸建	戸建 (賃貸)	分譲 マンション (専有部分)	
耐震型	耐震診断	耐震診断の費用の一部を補助します。	昭和56年5月31日以前に着工された住宅	○	○	×
	耐震改修工事	耐震改修工事の費用の一部を補助します。	耐震診断の結果、耐震性が不足していた住宅	○	○	×
	リフォーム	耐震改修工事等とあわせて行うリフォームの費用の一部を補助します。	耐震改修工事等を行う住宅	○	×	×
空家活用・移住型	リフォーム	空家の活用者・県外からの移住者が行うリフォームの費用の一部を補助します。	【耐震型】 上記「耐震型」補助を併用した住宅 【その他】 「耐震型」以外の住宅 (昭和56年6月以降着工など耐震性のある住宅)	○	×	空家活用型 × 移住型 ○

○世帯区分

世帯	内容
子育て世帯	高校生以下の子供が同居する世帯
高齢者等世帯	高齢者又は障害者が居住する世帯 高齢者：令和6年4月1日現在で65歳以上 障害者：身体障害者手帳1～4級、 精神障害者保健福祉手帳1・2級、 療育手帳A1、A2、B1いずれかの交付を受けている方
一般世帯	子育て世帯、高齢者等世帯いずれも該当しない世帯

○補助率(限度額)

【耐震型】 耐震診断・耐震改修工事、それらと合わせて行うリフォーム



※1
耐震診断、耐震改修工事のみを行う場合でも補助します。(部分補強は補助対象外)

空家活用・移住型に該当する場合は10~20%補助率が加算されます。

【空家活用・移住型】 空家活用型、移住型を利用して行うリフォーム

補助区分	世帯要件	空家活用型・移住型		
		どちらかに該当 (+10%)	どちらも該当 (+20%)	
耐震型	耐震型補助を利用した耐震診断の結果が「耐震性あり」の住宅に行うリフォーム	子育て 高齢者等	30% (30万円)	40% (40万円)
		一般	20% (20万円)	30% (30万円)
	耐震型補助を利用した耐震改修工事とあわせて行うリフォーム	子育て 高齢者等	50% (50万円)	60% (60万円)
		一般	40% (40万円)	50% (50万円)
その他	耐震型以外の住宅に行うリフォーム (昭和56年6月以降着工など)	子育て 高齢者等	30% (30万円)	40% (40万円)
		一般	20% (20万円)	30% (30万円)

【空家活用型リフォーム】

〔令和6年4月1日現在で、築10年以上経過し、かつ空家期間が1年以上の戸建住宅が対象〕

- ・ リフォームを行う住宅は申請者等が所有し、居住していること
(居住していない場合は、実績報告時までに申請者が居住すること)

【移住型リフォーム】

〔令和5年4月1日以降に県外から本市へ転入した方が、令和6年4月1日以降に購入した住宅、又は相続・贈与により所有している住宅が対象〕

- ・ リフォームを行う住宅は申請者が所有し、居住していること
(居住していない場合は、実績報告時までに申請者が居住すること)

2. 補助条件

○補助対象者

市税を滞納していない者

○補助対象となる住宅

【耐震型】 耐震診断・耐震改修工事、それらとあわせて行うリフォーム

耐震診断：昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅

耐震改修工事：耐震診断の結果、耐震性が不足していた戸建住宅

〔 木造 ⇒ 上部構造評点が1.0未満
木造以外 ⇒ Is値0.48未満 〕

リフォーム：耐震改修工事等を行う戸建住宅

【空家活用・移住型】 空家活用者・移住者が行うリフォーム

リフォーム：戸建住宅、分譲マンションの専有部分（移住型のみ）

【耐震型】

上記「耐震型」補助を併用した住宅

【その他】

「耐震型」以外の住宅

（昭和56年6月以降着工など耐震性のある住宅）

○補助の要件

- ・ 補助申請後に「補助金等交付決定通知書」が届いてから、契約を結び、診断や工事を行うこと
- ・ 工事完了期限までに、診断や工事を完了すること ・ 耐震診断は耐震診断技術者*が行うこと
- ・ 耐震改修工事は耐震診断技術者*が設計及び監理を行うこと

※ 耐震診断技術者：（公財）鹿児島県住宅・建築総合センターなどが行う講習会を受講した建築士をいいます。

（建築士の資格を持たない方は講習会受講者であっても該当しません。）

- ・ 耐震改修工事は以下の条件を満たす工事であること
〔 木造 ⇒ 上部構造評点が1.0以上、木造以外 ⇒ Is値0.48以上 〕
- ・ 過去に安全安心住宅ストック支援事業のリフォームを利用していないこと
- ・ リフォームは、対象工事が20万円以上であること（対象工事の具体例はP24を参照）
- ・ 他の住宅関連助成制度と工事内容が重複しないこと（リフォームについては国の子育てエコホーム支援事業や先進的窓リノベ2024事業、給湯省エネ2024事業と併用可能）
- ・ 過去に鹿児島市木造住宅耐震診断・耐震改修工事補助事業の補助金交付を受けていないこと。

○施工業者の要件

鹿児島市内に本社のある法人または住所のある個人業者が行うこと（「耐震診断」、「耐震改修工事」、「耐震改修工事とあわせて行うリフォーム」は、この限りではありません）

3. 手続きの流れ

○申請に必要な書類

耐震診断は P5～P12、耐震改修工事は P13～P22、リフォームは P23～P32 を参考にご用意ください。

○代理申請について

事前申込、補助申請は、代理者が申請することができます（P33、P34 参照）。代理申請の際には委任状が必要です。

○受付 予算の範囲内で受付を行います。

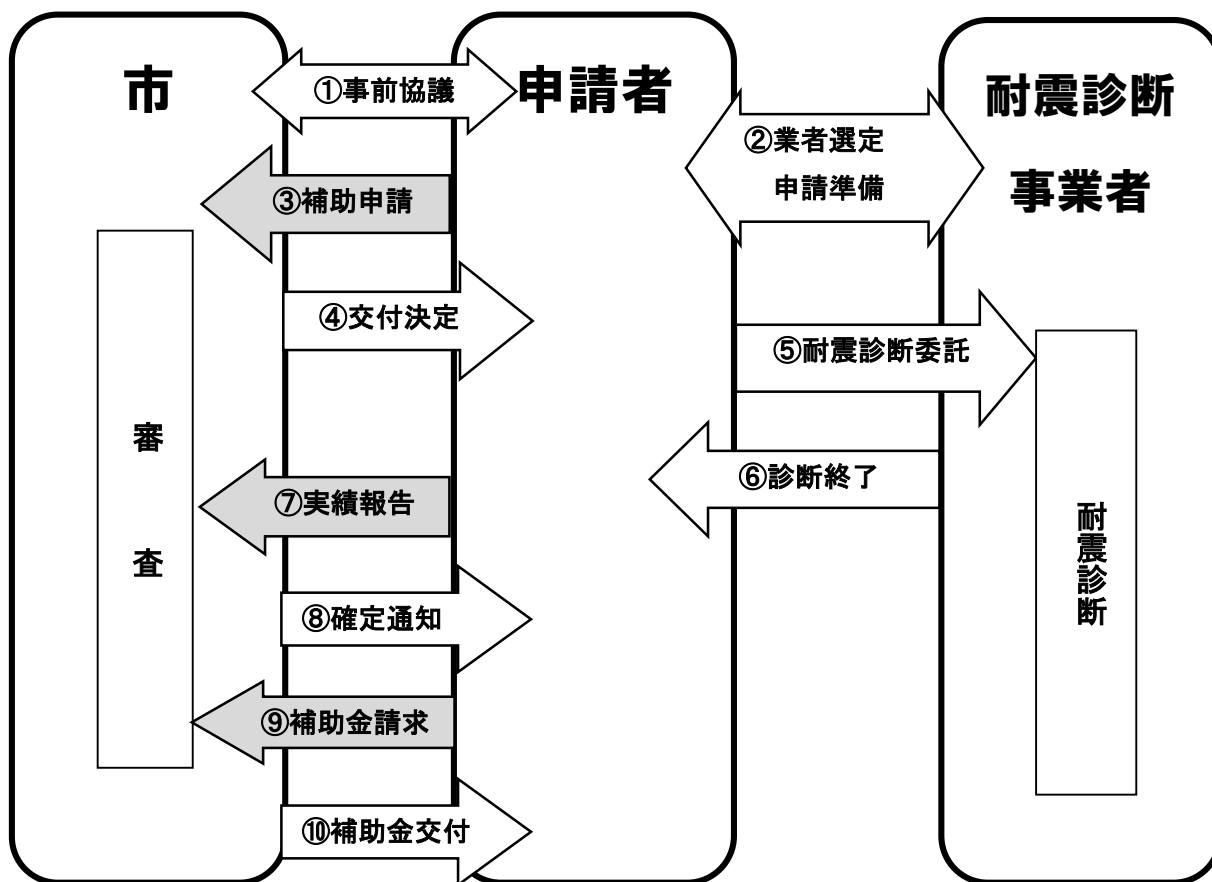
受 付	工事等完了期限	実績報告期限
令和6年5月7日（火）開始 8：30～12：00 13：00～17：15 （土日祝、年末年始を除く）	令和7年2月7日（金）	令和7年2月21日（金）

○申請場所



4. 耐震診断補助 申請

○申請の流れ



【③補助申請に必要な書類】

- ・ 補助金等交付申請書（規則様式第1） P6
- ・ 耐震診断実施計画書（要領様式第1） P7
- ・ 見積書（内訳の明細が記載されたもの）
- ・ 付近見取図、配置図、平面図、求積表、建物外観写真
- ・ 耐震診断技術者の建築士免許証の写し
- ・ 講習会の修了証等の写し
- ・ 同意書（要領様式第2） P8
- ・ 委任状（代理人に手続を委任する場合のみ） P9

【⑦実績報告、⑨補助金請求に必要な書類】

- ・ 補助事業等実績報告書（規則様式第4） P10
- ・ 耐震診断結果報告書（要領様式第5） P11
- ・ 耐震診断結果が確認できる書類（計算書）
- ・ 契約書の写し（収入印紙、割印があるもの）※契約日は補助金等交付決定通知書の日付以降
- ・ 領収書の写し（収入印紙、割印があるもの）
- ・ 補助金等交付請求書（規則様式第6） P12
- ・ 補助金振り込み先の通帳の写し（表紙の裏側、カタカナで名前が記載されているページ）



提出日 (申請を行う日) を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長 殿

申請者の住所 山下町〇〇—〇

申請者の氏名 鹿児島 太郎

補助金等交付申請書

鹿児島市補助金等交付規則第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業等の名称	鹿児島市安全安心住宅ストック支援事業
補助事業等の目的及び内容	<p>地震に対する安全性を評価するため、戸建住宅の耐震診断を行う。</p> <p>所在地 <u>鹿児島市 山下町〇〇—〇</u> 地番を記入</p> <p>階数 <u>2階建</u> 求積表の面積を記入</p> <p>延べ面積 <u>115.05㎡ (住宅部分115.05㎡)</u></p> <p>建築年月 <u>昭和 52年 8月</u></p> <p>耐震診断技術者 <u>桜島 一郎</u> 千円未満は切り捨て</p> <p>耐震診断事務所名 <u>(株)〇〇設計</u></p>
交付申請金額	30,000 円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断実施計画書 (様式第 1) ・ 見積書 (内訳の明細が記載されたもの) ・ 付近見取図、配置図、平面図、求積表、建物外観写真 ・ 耐震診断技術者の建築士免許証の写し ・ 講習会の修了証等の写し ・ 同意書 (様式第 2)



耐震診断実施計画書

鹿児島市長 殿

申請者の住所 鹿児島市山下町〇〇—〇
申請者の氏名 鹿児島 太郎
申請者の電話番号 099—〇〇〇—△△△△

住宅の耐震診断を、下記のとおり行います。

地番を記入

記

- 1. 住宅の所在地 鹿児島市山下町〇〇—〇
- 2. 住宅の概要
 - 用途 専用住宅
(併用部分がある場合はその具体的用途： _____)
 - 延べ面積 115.05 m² (耐震診断の対象面積 115.05 m²)
 - 階数 2階建 構造 木造
 - 建築年月 昭和52年 8月 (着工)
- 3. 耐震診断技術者の概要
 - 氏名 桜島 一郎
 - 講習会名 (受講番号) 鹿児島県木造住宅耐震診断技術者講習 (〇〇—〇〇)
- 4. 耐震診断事務所の概要
 - 所在地 鹿児島市〇〇町〇〇—〇
 - 事務所名 (株)〇〇設計
 - 事務所登録 (一級) 建築士事務所 (鹿児島県) 知事登録第 〇〇〇〇 号
 - 代表者名 桜島 一郎
 - 電話番号 099—〇〇〇—□□□□
- 5. 耐震診断の方法 (該当するものを○で囲む)
木造： 一般 ・ 精密 その他の構造： 第2次 ・ 第3次
- 6. 耐震診断の予定期間 〇〇年〇〇月〇〇日から □□年□□月□□日まで

注) 申請書等の内容に虚偽やその他不正行為があった場合は、鹿児島市補助金等交付規則第18条により交付決定を取り消すことや、同規則第19条により補助金の返還を命ずることがあります。

様式第2（第3条関係）



同意書

〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長

殿

住 所： 鹿児島市山下町〇〇—〇

氏 名： 鹿児島 太郎

私は、貴職が、私の住所、市税の納付状況、申請住宅の建築年及び所有者の確認を行うことに同意します。



委任状

私は、安全安心住宅ストック補助金の交付申請、実績報告に関わる手続きについて、下記の者に委任します。

記

委任者

住所 鹿児島市山下町〇〇—〇

氏名 鹿児島 太郎

受任者

住所 鹿児島市〇〇町〇〇—〇

氏名（会社名・担当者名）

株〇〇建設 桜島 一郎

例

様式第 4 (第 14 条関係)

補助事業の完了年月日から、
必ず、**2週間以内に提出。**

〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長

殿

補助事業者等の住所 鹿児島市山下町〇〇—〇

補助事業者等の氏名 鹿児島 太郎

申請者名を記入
(業者名ではありません)

補助事業等実績報告書

市から郵送される「補助金等交付決定通知書」に
記載されている日付、番号を記入

鹿児島市補助金等交付規則第 14 条の規定により次のとおりとなります。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指令建指 第〇〇—2号
補 助 事 業 等 の 名 称	鹿児島市安全安心住宅ストック支援事業 耐震診断		
補 助 事 業 等 の 完 了 年 月 日	年 月 日		
補 助 金 等 の 交 付 決 定 金 額	市から郵送される「補助金等交付決定通知書」 に記載されている交付決定金額を記入		円
補 助 金 等 の 既 交 付 金 額	0円		
添 付 書 類	・耐震診断結果報告書 (様式第 5) ・契約書の写し ・領収書の写し		

領収書の発行日か耐
震診断結果報告書の
日付どちらか遅い方
の日付

収入印紙を確認



耐震診断結果報告書

鹿児島市長 殿

耐震診断技術者

氏名 桜島 一郎

耐震診断事務所

所在地 鹿児島市〇〇町〇〇—〇

事務所名 (株)〇〇設計

代表者名 桜島 一郎

電話番号 099—〇〇〇—□□□□

住宅の耐震診断を下記のとおり行いましたので、別紙のとおり報告します。

地番を記入

記

1. 住宅の所在地 鹿児島市山下町〇〇—〇
2. 住宅の概要
用途 専用住宅
(併用部分がある場合はその具体的用途：)
延べ面積 115.05 m² (耐震診断の対象面積 115.05 m²)
階数 2階建 構造 木造
建築年月 昭和52年 8月 (着工)
3. 依頼主の氏名 鹿児島 太郎

例

様式第 6 (第 17 条関係)

(支払方法 1 口座振替払 (MT) 2 直接払 3 口座振替払 (MT外))
 (支払予定日) (審査決裁区分 会・室・係)

課名		年度	支出命令番号	
			会 計	
		歳 出	款	

日付は記入しないでください

(下線以下を記入してください。)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長 殿

申請者名を記入
(業者ではありません)

補助事業者等の住所 鹿児島市山下町〇〇—〇
 補助事業者等の氏名 鹿児島 太郎 印
 (団体の場合は、団体名及び代表者名)
押印を省略する場合は、記入してください。
 (担当者：氏名 電話)

日付、指令番号は記入
しないでください

補助金等交付請求書

押印を省略する場合は、申請者名を記入
(業者名ではありません)

鹿児島市補助金等交付規則第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	指令建指 第 号
補助事業等の名称	鹿児島市安全安心住宅ストック支援事業 耐震診断・耐震改修工事 一般世帯支援・子育て世帯支援・高齢者等世帯支援		
補助金等の請求金額は 記入しないでください	億 千 百 拾 万 千 百 拾 円		
補助金等の請求金額			

受領については、次のとおり願います。(希望の番号を○囲みず)

現金払いはできません

① 口座振替払 (下記口座のとおり) 2 現金払

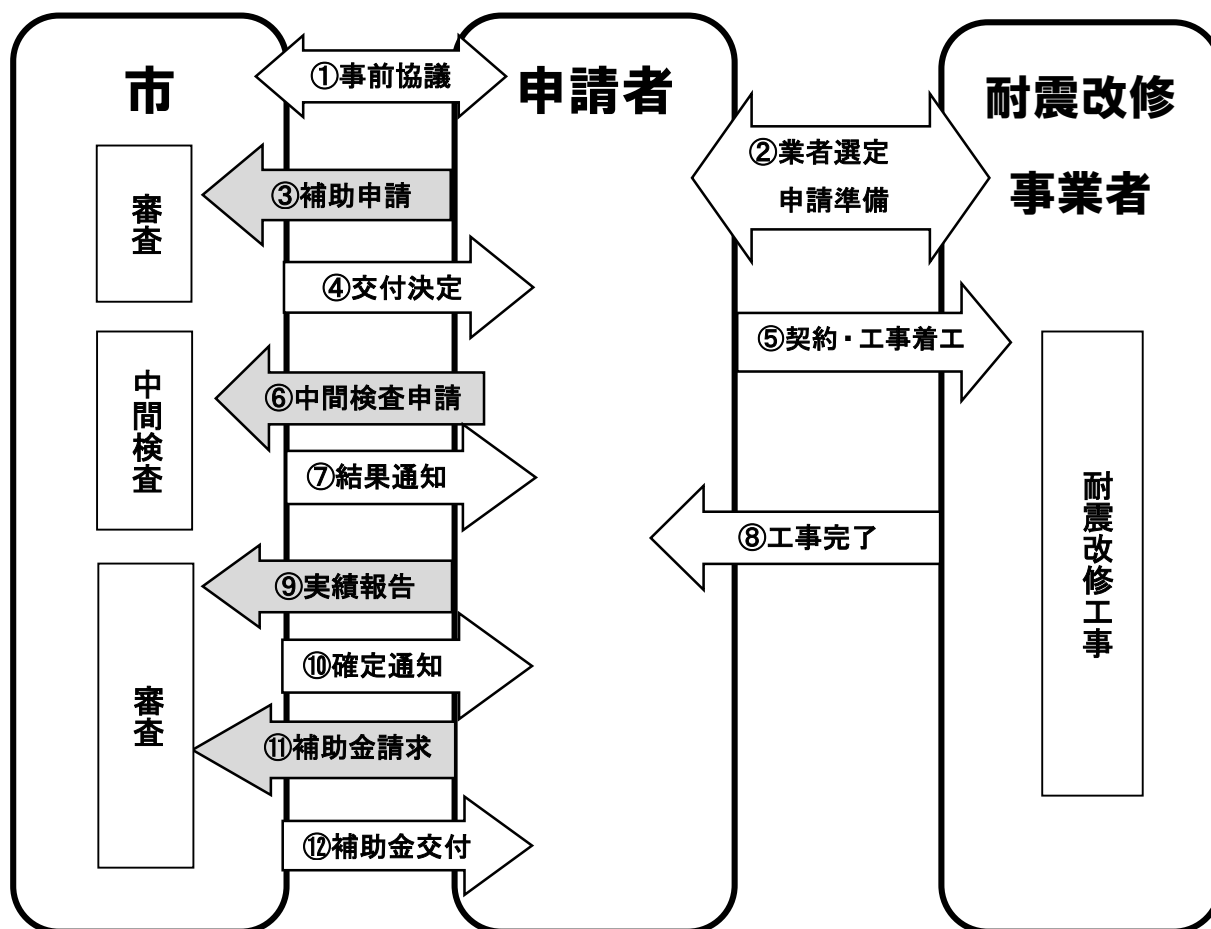
振 込 先	金融機関名	〇〇 銀行 (金庫)	〇〇支 店
	口座の種類	普通・当座・別段・貯蓄	口座番号
	フリガナ	カゴシマ タロウ	
	口座名義	鹿児島 太郎	

ゆうちょ銀行の場合は、受取
口座の番号等を記入

申請者の名義の口座を記入

5. 耐震改修工事補助 申請

○申請の流れ



【③補助申請に必要な書類】

- ・ 補助金等交付申請書（規則様式第1） P14
- ・ 耐震改修工事実施計画書（要領様式第3） P15、16
- ・ 耐震改修のみの見積書（内訳の明細が記載されたもの）
- ・ 付近見取図、配置図、平面図（補強の内容が確認できるもの）、求積表、建物外観写真
- ・ 耐震診断結果が確認できる書類（計算書） ・ 耐震診断技術者の建築士免許証の写し
- ・ 講習会の修了証等の写し ・ 同意書（要領様式第2） P17
- ・ 委任状（代理人に手続を委任する場合のみ） P18

【⑥中間検査申請に必要な書類】

- ・ 耐震改修工事中間検査申請書（要綱様式第1） P19

【⑨実績報告、⑪補助金請求に必要な書類】

- ・ 補助事業等実績報告書（規則様式第4） P20
- ・ 耐震改修工事監理報告書（要領様式第6） P21
- ・ 耐震改修工事を行った部分の施工中の写真（補強した全カ所）
- ・ 耐震改修工事を行った部分の施工後の写真（補強した全カ所）
- ・ 契約書の写し（収入印紙、割印があるもの）※契約日は補助金等交付決定通知書の日付以降
- ・ 領収書の写し（収入印紙、割印があるもの）
- ・ 補助金等交付請求書（規則様式第6） P22
- ・ 補助金振り込み先の通帳の写し（表紙の裏側、カタカナで名前が記載されているページ）



提出日 (申請を行う日) を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長 殿

申請者の住所 鹿児島市山下町〇〇—〇

申請者の氏名 鹿児島 太郎

補助金等交付申請書

鹿児島市補助金等交付規則第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業等の名称	鹿児島市安全安心住宅ストック支援事業
補助事業等の目的及び内容	<p>地震に対する安全性向上のため、戸建住宅の耐震改修工事を行う。</p> <p>所在地 <u>鹿児島市山下町〇〇—1</u> 地番を記入</p> <p>階数 <u>2階建</u></p> <p>延べ面積 <u>115.05 m² (住宅部分 115.05 m²)</u></p> <p>建築年月 <u>昭和52年 8月 (着工)</u></p> <p>耐震診断技術者 <u>桜島 一郎</u></p> <p>耐震診断事務所名 <u>(株)〇〇建設</u> 千円未満は切り捨て</p>
交付申請金額	¥ 594,000 円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修工事実施計画書 (様式第 3) ・ 見積書 (内訳の明細が記載されたもの) ・ 付近見取図、配置図、平面図 (補強の内容が確認できるもの)、見積表、建物外観写真 ・ 耐震診断結果が確認できる書類 ・ 耐震診断技術者の建築士免許証の写し ・ 講習会の修了証等の写し ・ 同意書 (様式第 2)

求積表の面積を記入

耐震改修工事実施計画書

鹿児島市長 殿

申請者の住所 鹿児島市山下町〇〇一〇

申請者の氏名 鹿児島 太郎

申請者の電話番号 099-〇〇〇-△△△△

地番を記入

住宅の耐震改修工事を下記のとおり行います。

記

1. 住宅の所在地 鹿児島市山下町〇〇一〇

2. 住宅の概要

用途 専用住宅

(併用部分がある場合はその具体的用途：)

延べ面積 115.05 m² (耐震改修工事の対象面積 115.05 m²)

階数 2階建 構造 木造

建築年月 昭和52年 8月 (着工)

3. 耐震診断技術者の概要

氏名 桜島 一郎

講習会名 (受講番号) 鹿児島県木造住宅耐震診断技術者講習 (〇〇-〇〇)

4. 耐震診断事務所の概要

所在地 鹿児島市〇〇町〇〇一〇

事務所名 (株)〇〇設計

事務所登録 (一級) 建築士事務所 (鹿児島県) 知事登録第 〇〇〇〇 号

代表者名 桜島 一郎

電話番号 099-〇〇〇-□□□□

5. 耐震改修工事を行う施工者の概要

所在地 鹿児島市△△町△△一△△

会社名 (株)△△建設

代表者名 △△ △△

電話番号 099-△△△-□□□□

6. 補助対象経費

耐震改修工事費	1,080,000 円 (消費税込)
耐震設計費	— 円 (消費税込)
工事監理費	54,000 円 (消費税込)
合計・・・①	1,134,000 円 (消費税込)
補助申請額・・・①×1/2 (上限100万円)	567,000 円

7. 耐震改修工事の予定期間 〇〇年〇〇月〇〇日から □□年□□月□□日 (予定)

8. 耐震診断の方法 (該当するものを○で囲む)

木造： 一般 ・ 精密 その他の構造： 第2次 ・ 第3次

9. 耐震診断結果 (上部構造評点又は Is)

	改修前				改修後			
	X	点	Y	点	X	点	Y	点
1階	X	0.25	Y	0.53	X	1.07	Y	1.05
2階	X	1.13	Y	1.03	X	1.13	Y	1.03
3階	X		Y		X		Y	

注) 申請書等の内容に虚偽やその他不正行為があった場合は、鹿児島市補助金等交付規則第18条により交付決定を取り消すことや、同規則第19条により補助金の返還を命ずることがあります。

様式第 2 (第 3 条関係)



同意書

〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長 殿

住 所 : 鹿児島市山下町〇〇—〇

氏 名 : 鹿児島 太郎

私は、貴職が、私の住所、市税の納付状況、申請住宅の建築年及び所有者の確認を行うことに同意します。

例

委任状

私は、安全安心住宅ストック補助金の交付申請、実績報告に関わる手続きについて、下記の者に委任します。

記

委任者

住所 鹿児島市山下町〇〇—〇

氏名 鹿児島 太郎

受任者

住所 鹿児島市〇〇町〇〇—〇

氏名（会社名・担当者名）

（株）〇〇建設 桜島 一郎

主な耐震補強箇所が目視確認できる時期の
1週間前までに提出

耐震改修工事中間検査申請書

鹿児島市長

殿

補助事業者の住所 鹿児島市山下町〇〇—〇

補助事業者の氏名 鹿児島 太郎

補助事業者の電話番号 099—〇〇〇—□□□□

鹿児島市安全安心住宅ストック補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記の住宅の中間検査を申請します。

地番を記入

記

1. 住宅の所在地 鹿児島市 山下町〇〇—〇
2. 耐震診断技術者の概要
氏名 桜島 一郎
講習会名（受講番号）鹿児島県木造住宅耐震診断技術者講習（〇〇—〇〇）
3. 耐震診断事務所の概要
所在地 鹿児島市〇〇町〇〇—〇
事務所名 （株）〇〇設計
事務所登録 （一級）建築士事務所（鹿児島県）知事登録第 〇〇〇〇 号
代表者名 桜島 一郎
電話番号 099—〇〇〇—□□□□
4. 中間検査の工程に達する日 〇〇年〇〇月〇〇日（予定）

例

様式第 4 (第 14 条関係)

鹿児島市長 殿

補助事業の完了年月日から、
必ず、**2週間以内に提出**

〇〇年〇〇月〇〇日

補助事業者等の住所 鹿児島市山下町〇〇—〇

申請者名を記入
(業者名ではありません)

補助事業者等の氏名 鹿児島 太郎

補助事業等実績報告書

市から郵送される補助金等交付決定通知書に
記載されている日付、番号を記入

鹿児島市補助金等交付規則第 14 条の規定により次のとおりとさせていただきます。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指令建指 第 〇〇—2 号
補 助 事 業 等 の 名 称	鹿児島市安全安心住宅ストック支援事業		
	耐震改修工事		
補 助 事 業 等 の 完 了 年 月 日	年	月	日
補 助 金 等 の 交 付 決 定 金 額	市から郵送される補助金等交付決定通知書に 記載されている交付決定金額を記入		594,000 円
補 助 金 等 の 既 交 付 金 額	0 円		
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修工事監理報告書(様式第6) 耐震改修工事を行った部分の施工中及び施工後の写真 契約書の写し 領収書の写し 		0 円と記入
	収入印紙を確認		



耐震改修工事監理報告書

鹿児島市長 殿

耐震診断技術者氏名 桜島 一郎

講習会受講番号 鹿児島県木造住宅耐震診断技術者講習〇〇-〇〇

下記の住宅の耐震改修工事について、設計図書のとおり実施されていることを確認したので、報告いたします。

地番を記入

記

1. 所在地 鹿児島市 山下町〇〇-〇

2. 耐震改修工事を行った住宅の概要

用 途: 専用住宅

(併用部分がある場合はその具体的用途: _____)

延べ面積: 115.05 m² (耐震改修工事の対象面積 115.05 m²)

階 数: 2階建

建築年月: 昭和52年 8月 (着工)

3. 依頼主の氏名 _____

3. 耐震改修工事を行った施工者の概要

所 在 地 鹿児島市△△町△△-△△

会 社 名 (株)△△建設

代表者名 △△ △△

電話番号 099-△△△-□□□□

4. 工事完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5. 耐震診断の方法 (該当するものを○で囲む)

木造: 一般 ・ 精密 その他の構造: 第2次 ・ 第3次

6. 耐震診断結果 (上部構造評点又は Is)

	改修前				改修後			
	X	0.25 点	Y	0.53 点	X	1.07 点	Y	1.05 点
1階	X	0.25 点	Y	0.53 点	X	1.07 点	Y	1.05 点
2階	X	1.13 点	Y	1.03 点	X	1.13 点	Y	1.03 点
3階	X	点	Y	点	X	点	Y	点

例

様式第6（第17条関係）

（支払方法 1 口座振替払（MT） 2 直接払 3 口座振替払（MT外）
 （支払予定日 ） （審査決裁区分 会 ・ 室 ・ 係 ）

課 名	年度	支出命令番号	
		会 計	
	歳 出	款	

日付は記入しないでください

（下線以下を記入してください。）

申請者名を記入
 （業者名ではありません）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長

補助事業者等の住所 鹿児島市 山下町〇〇—〇
 補助事業者等の氏名 鹿児島 太郎 印
 （団体の場合は、団体名及び代表者名）
 押印を省略する場合は、記入してください。
 （担当者：氏名 電話 ）

日付、指令番号は記入しないでください

押印を省略する場合は、申請者名を記入
 （業者名ではありません）

補助金等交付請求書

鹿児島市補助金等交付規則第17条第1項の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	指令建指第 号
補助事業等の名称	鹿児島市安全安心住宅ストック支援事業 耐震診断 ・ 耐震改修工事		
補助金等の請求金額は 記入しないでください	世帯支援 ・ 子育て世帯支援 ・ 高齢者等世帯支援		
補助金等の請求金額	千 百 拾 万 千 百 拾 円		

現金払いはできません

受領については、次のとおり願います。（希望の番号を○囲み）

① 口座振替払（下記口座のとおり） 2 現金払

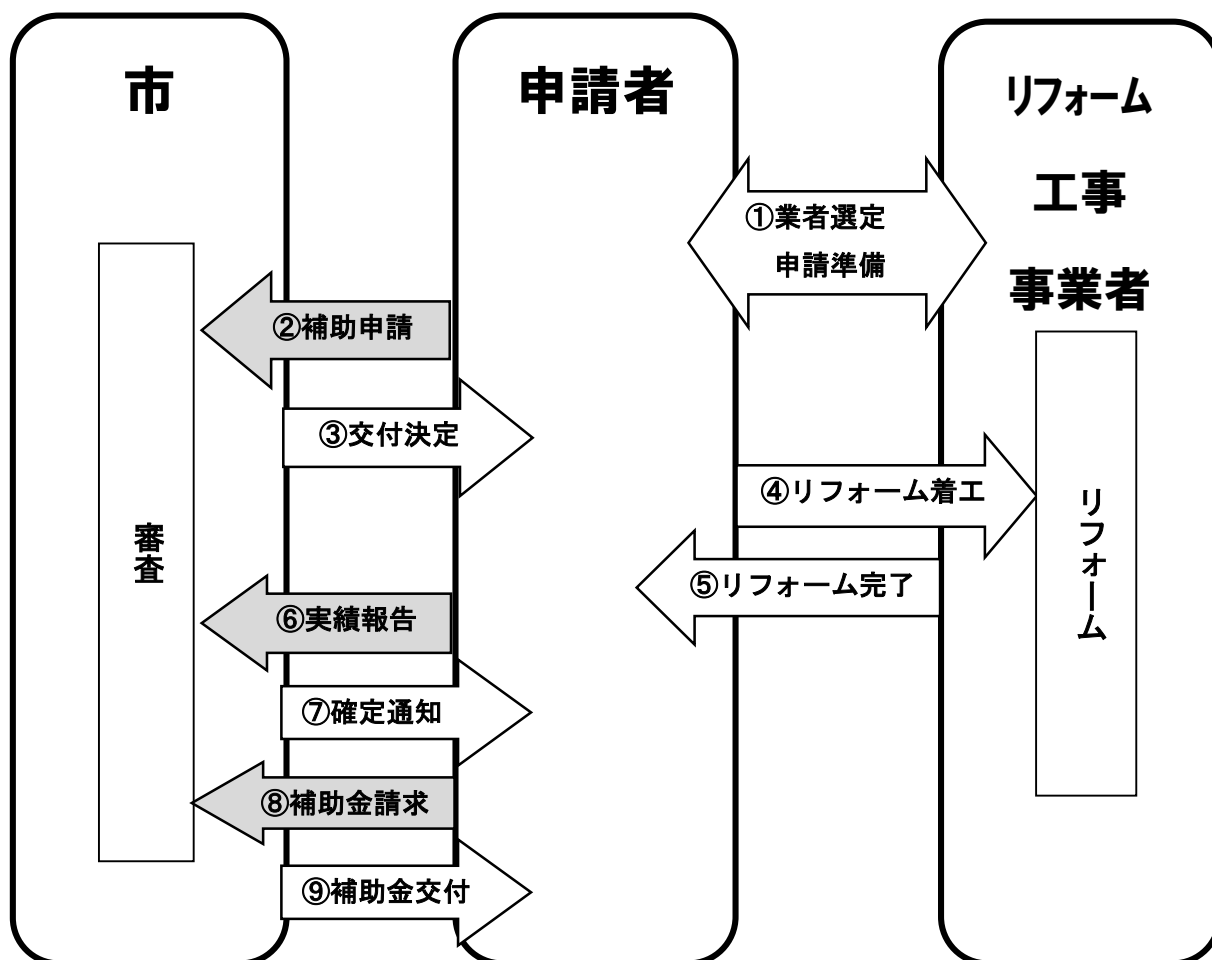
振 込 先	金融機関名	〇〇 銀行 (金庫) 〇〇支 店
	口座の種類	普通・当座・別段・貯蓄 口座番号
	フリガナ	カゴシマ タロウ
	口座名義	鹿児島 太郎

ゆうちょ銀行の場合は、受取口座の
番号等を記入

申請者の名義の口座を記入

6. リフォーム補助 申請

○申請の流れ



補助申請

【②補助申請に必要な書類】

- ・ 補助金等交付申請書（規則様式第1） P25
- ・ リフォーム事業計画書（要領様式第4） P26
- ・ リフォームのみの見積書（内訳の明細が記載されたもの）
- ・ 付近見取図、リフォームの内容が確認できる図面
- ・ リフォームを行う部分の施工前の状態が確認できる写真（全カ所）
- ・ 同意書（要領様式第2） P27 ・ 委任状（代理者に手続を委任する場合のみ） P28
- ・ 障害者手帳等の写し（障害者が居住する世帯で申請する場合のみ）

【⑥実績報告、⑧補助金請求に必要な書類】

- ・ 補助事業等実績報告書（規則様式第4） P29
- ・ リフォームを行った部分の施工中の写真（全カ所）
- ・ リフォームを行った部分の施工後の写真（全カ所）
- ・ 契約書の写し（収入印紙、割印があるもの）※P32に参考様式
- ・ 領収書の写し（収入印紙、割印があるもの）
- ・ 補助金等交付請求書（規則様式第6） P30
- ・ 補助金振り込み先の口座の写し（表紙の裏側、カタカナで名前が記載されているページ）

○リフォームの補助対象となる工事

工事箇所	工事内容	備考
居室等	増築、改造、間取りの変更	部屋の分割又は合体などが対象
屋根	塗装の塗替え	仮設足場も対象
	瓦などの葺替え	下地板、破風、軒先などの修繕、補修、目止め、緊結なども対象
	防水工事	シート防水、塗膜防水など
外壁	塗装の塗替え	仮設足場も対象
	外壁の改修	サイディングや下見板、モルタル壁など 下地の修繕、補修も対象
床	床の張替え	畳、フローリング、塩ビシートなど。下地板、根太などの修繕、補修も対象
	屋内の段差解消	床の嵩上げ、フローリング増張なども対象
	断熱改修	断熱材の充填など
壁・天井	壁紙やタイルなどの張替え	塗壁、壁紙、化粧合板の模様替えなど
	建具の交換・設置	外窓の交換、内窓の設置、ガラスの交換なども対象
	断熱改修	断熱材の充填など
廊下・階段	廊下や階段の拡幅	
	階段昇降機の設置	
	ホームエレベーターの設置	
台所	台所の改修、模様替え	ダイニングとキッチン的一体化（LDK化）など
浴室等	浴室、台所、トイレ、洗面所の改修	浴槽や洗面台、便器の交換など
その他	サンルーム	降灰対策のさしかけも対象
車庫	車庫	住宅と同一敷地内のものに限る
倉庫	倉庫	住宅と同一敷地内のものに限る (ただしメーカー既製品は対象外)
玄関	宅配ボックスの設置	住宅と同一敷地内のものに限る
その他市長が適当と認める工事		

上表にかかわらず、工事内容等によっては、補助金の対象外となる場合がございます。ご不明な際は事前に建築指導課（本庁東別館4階 TEL099-216-1358）へお問い合わせください。

例

様式第1（第4条関係）

提出日（申請を行う日）を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長 殿

申請者の住所 鹿児島市山下町〇〇—〇

申請者の氏名 鹿児島 太郎

補助金等交付申請書

鹿児島市補助金等交付規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業等の名称	鹿児島市安全安心住宅ストック支援事業
補助事業等の目的及び内容	<p>安全で良質な住宅ストックの形成に資するリフォームを行う。</p> <p>建築年月 <u>〇〇年〇〇月</u>（着工）</p> <p>リフォームの種類 ・ 一般世帯支援リフォーム</p> <p>・ <input checked="" type="radio"/> 子育て世帯支援リフォーム</p> <p>・ 高齢者等世帯支援リフォーム</p> <p>・ <input checked="" type="radio"/> 耐震改修併用 ・ 空家活用 ・ 移住者</p>
交付申請金額	200,000 円
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ リフォーム事業計画書（様式第4）・ 見積書（内訳の明細が記載されたもの）・ 付近見取図、リフォームの内容が確認できる図面・ リフォームを行う部分の施工前の状態が確認できる写真・ 同意書（様式第2）

着工された日を記入

千円未満は切り捨て

いずれかに○を記入

例

申請者の住所（住居表示）を記入

様式第 4（第 3 条関係）

リフォーム事業計画書

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者住所 フリガナ 氏名 TEL	〒〇〇〇—〇〇〇〇 鹿児島市山下町〇〇—〇 カゴシマ タロウ 鹿児島 太郎 099—〇〇〇—△△△△ / 099—〇〇〇—△△□□			
フリガナ 住宅所有者氏名	カゴシマ タロウ 鹿児島 太郎	住宅 建築年月	昭和〇〇年〇〇月	
住宅所在地	鹿児島市山下町〇〇—〇			
世帯員 (申請者を含む。)	氏名	生年月日	備考 (世帯主、介護等級、認定番号、学校、学年)	
	鹿児島 太郎	S45.10.10	リフォームを実施する住宅の 所在地（地番）を記入	
	鹿児島 花子	S48.6.2		
	鹿児島 一郎	H15.8.3		中学 3 年
	鹿児島 二郎	H19.3.11		小学 6 年
施工業者住所（所在地） 施工業者名（代表者名） 担当者名 TEL FAX	〒〇〇〇—〇〇〇〇 (株)〇〇建設 桜島 一郎 桜島 次郎 099—〇〇〇—□□□□ 099—〇〇〇—□□△△			
リフォームの工期	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日 まで			
リフォームの種類	一般世帯支援 ・ <u>子育て世帯支援</u> ・ 高齢者等世帯支援 (<u>耐震改修併用</u> ・ 空家活用 ・ 移住者)			
リフォームの内容	・ 子供部屋の増築 ・ 屋根・外壁の塗装			
総工事費	¥ 1,500,000			
他の補助事業の適用の有無	有 (補助事業名) <u>無</u>			
補助要件の確認 (該当するものに○を記入 して下さい。)	要件	該当	要件	該当
	住民登録あり	○	高齢者又は障害者が居住	
	市税の滞納なし	○	申請者が申請住宅に居住	○
	高校生以下の子どもが同居	○	期限内にリフォーム完了予定	○

着工された日を記入

リフォームを実施する住宅の
所在地（地番）を記入

いずれかに○を記入

消費税込の金額を記入
(補助金算定の際は消費税の小数
点以下は切り捨てとなります)

注) 申請書等の内容に虚偽やその他不正行為があった場合は、鹿児島市補助金等交付規則第 18 条により交付決定を取り消すことや、同規則第 19 条により補助金の返還を命ずることがあります。

様式第2（第3条関係）



同意書

〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長 殿

住 所： 鹿児島市山下町〇〇一〇

氏 名： 鹿児島 太郎

私は、貴職が、私の住所、市税の納付状況、申請住宅の建築年及び所有者の確認を行うことに同意します。

参考様式



委任状

私は、安全安心住宅ストック補助金の交付申請、実績報告に関わる手続きについて、下記の者に委任します。

記

委任者

住所 鹿児島市山下町〇〇—〇

氏名 鹿児島 太郎

受任者

住所 鹿児島市〇〇町〇〇—〇

氏名（会社名・担当者名）

（株）〇〇建設 桜島 一郎

例

様式第 4 (第 14 条関係)

補助事業の完了年月日から、
必ず **2 週間以内に提出**

〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長 殿

補助事業者等の住所 鹿児島市山下町〇〇—〇

申請者名を記入
(業者名ではありません)

補助事業者等の氏名 鹿児島 太郎

補助事業等実績報告書

市から郵送される補助金等交付決定通知書に
記載されている日付、番号を記入

鹿児島市補助金等交付規則第 14 条の規定に基づき、以下のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	指令建指 第〇〇-2号
補 助 事 業 等 の 名 称	鹿児島市安全安心住宅ストック支援事業 一般世帯支援・子育て世帯支援・高齢者等世帯支援 (耐震改修併用・空家活用・移住者)		
補 助 事 業 等 の 完 了 年 月 日	年 月 日	領収書の発行日。 ただし、領収書の発行日より 工事完了日が遅くなる場合 は、事前にご相談下さい。	
補 助 金 等 の 既 交 付 金 額	市から郵送される補助金等交付決定通知書に 記載されている交付決定金額を記入		円 0円と記入 0円
添 付 書 類	・リフォームを行った部分の施工中及び施工後の写真 ・契約書の写し ・領収書の写し } 収入印紙を確認		

例

様式第 6 (第 17 条関係)

(支払方法 1 口座振替払 (MT) 2 直接払 3 口座振替払 (MT外))
 (支払予定日) (審査決裁区分 会 ・ 室 ・ 係)

課 名		年 度	支出命令番号	
			会 計	
		歳 出	款	

(下線以下を記入してください。)

日付は記入しないでください

令和 年 月 日

申請者名を記入
(業者ではありません)

鹿児島市長

補助事業者等の住所 鹿児島市 山下町〇〇—〇
 補助事業者等の氏名 鹿児島 太郎 印
 (団体の場合は、団体名及び代表者名)
 押印を省略する場合は、記入してください。
 (担当者：氏名 電話)

日付、指令番号は記入
しないでください

補助金等交付請求書

押印を省略する場合は、申請者名を記入
(業者名ではありません)

鹿児島市補助金等交付規則第 1 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	指令建指第 号
補助事業等の名称	鹿児島市安全安心住宅ストック支援事業 耐震診断 ・ 耐震改修工事 一般世帯支援 子育て世帯支援 ・ 高齢者等世帯支援		
補助金等の請求金額は 記入しないでください	拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円		
補助金等の請求金額			

受領については、次のとおり願います。(希望の番号を○囲み)

現金払いはできません

- ① 口座振替払 (下記口座のとおり) 2 現金払

振 込 先	金融機関名	〇〇 銀行 (金庫)	〇〇支 店
	口座の種類	普通・当座・別段・貯蓄	口座番号
	フリガナ 口座名義	カゴシマ タロウ 鹿児島 太郎	

ゆうちょ銀行の場合は、受取口座の
番号等を記入

申請者の名義の口座を記入

P35 「Q&A」質問 No.3,4 の場合は提出

参考様式

例

〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市長

殿

申請者の住所 鹿児島市〇〇町〇〇-〇

申請者の氏名 鹿児島 太郎

確約書

下記の工事の施行について、他の所有者等から同意を得て、私が代表となり、鹿児島市安全安心住宅ストック支援事業補助金の交付の申請及び受領等一切の手続を行います。

このことについて、万が一、他の所有者等から異議があった場合、私が責任をもってこれを解決することを確約します。

記

住宅の所在地 鹿児島市〇〇町〇〇-〇

参 考

工事金額に応じた収入印紙が貼ってあることを確認

住宅リフォーム工事 請負契約書

印紙貼付欄

本契約書、住宅リフォーム工事請負契約約款及び添付の見積書、仕様書、設計図等にもとづいて、工事請負契約を結ぶ。この契約の証として本書を2通作成し、当事者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

1. 工事名称

2. 工事場所

3. 工事期間 年 月 日 より 年 月 日 まで

4. 請負金額

金 円 (税込)

うち工事価格 (消費税等額を除く) 金 円

取引に係る消費税等額 (8%) 金 円

5. 支払方法

契約締結時	年	月	日	金	円 (税込)
	年	月	日	金	円 (税込)
	年	月	日	金	円 (税込)
	年	月	日	金	円 (税込)

6. 添付書類 見積書 仕様書 設計図 その他 ()

年 月 日

申請後に届く、補助金等交付決定通知書の日付以降になっているか確認

注文者

住 所 住 所

氏 名 (印) 氏 名 (印)

電話番号 電話番号

請負者

住 所

名 称

代表者 (印) 担当者

電話番号 FAX番号

7. 代理受領について（「耐震改修工事」、「耐震改修工事とあわせて行うリフォーム」のみ）

住宅の耐震化の更なる促進を図るため、令和2年度から代理受領制度を導入しました。（対象は、「耐震改修工事」、「耐震改修工事とあわせて行うリフォーム」のみ）

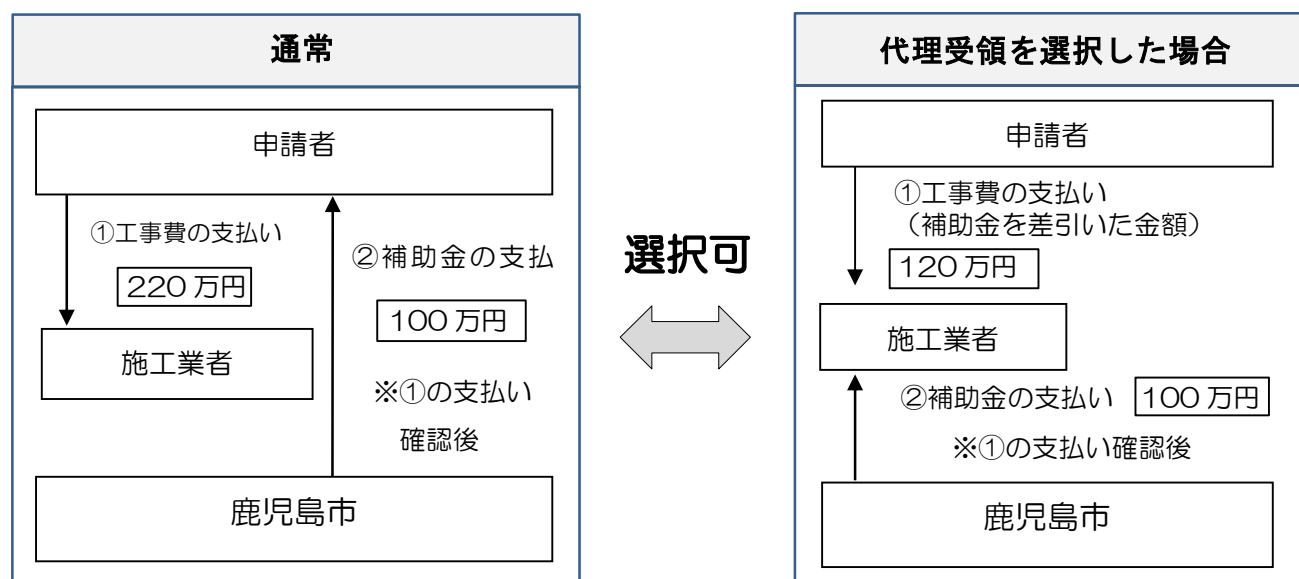
これらの補助に際し、申請者は代理受領を選択することができます。代理受領を選択した場合、申請者は補助金を差引いた金額を施工業者に支払い、補助金は施工業者に振り込まれることとなります。

（申請者は、工事費と補助金の差額のみ準備すればよいため、当初の費用負担が軽減されることとなります。）

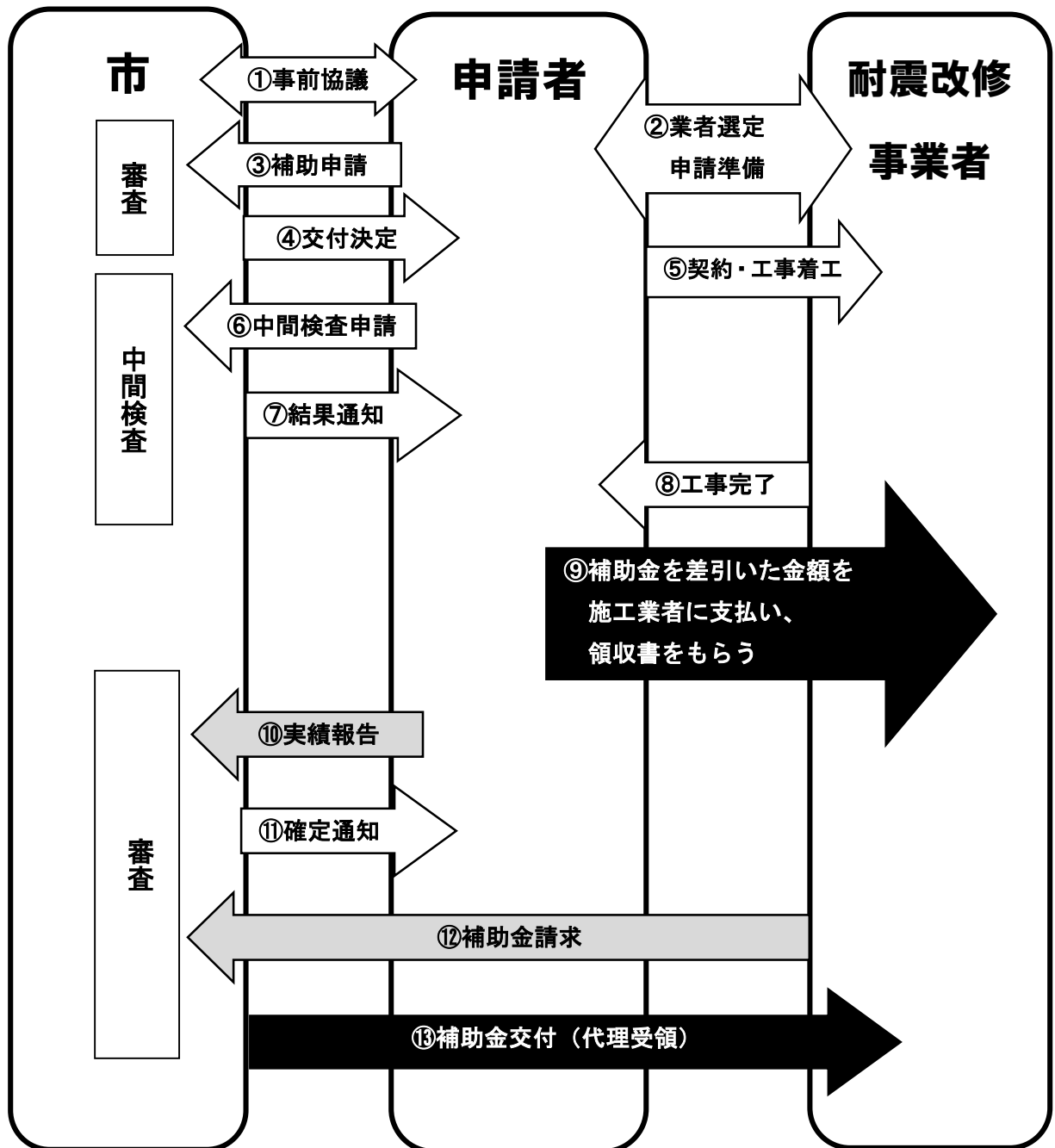
代理受領を希望する場合、施工業者と協議し同意を得た上で、実績報告の際に、「代理受領届出書」、「代理受領委任状」を提出していただきます。

○代理受領制度のイメージ図

工事費220万円、補助金100万円の場合の例



○代理受領を行う場合の申請の流れ(耐震改修工事で例示)



代理受領を選択した場合、通常の提出書類に加え、以下の書類が必要となります。

【⑩実績報告、⑫補助金請求に必要な書類】

- 代理受領届出書
- 代理受領委任状

※代理受領の様式については、個別に用意いたしますので、建築指導課までご相談ください。

8. Q & A

制 度 一 般		
No.	質 問	回 答
1	申請は誰がすればよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> 原則、住宅の所有者となりますが、該当しない場合でも補助を受けられるケースがありますので、建築指導課までお問い合わせください。
2	複数の住宅を所有していますが、全ての住宅について補助を受けられますか	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断、耐震改修補助については受けられるケースがあります。リフォーム補助については受けられません。
3	親が所有している住宅に住んでいますが、補助を受けられますか。	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の3親等以内の親族が所有する住宅は補助の対象となります。ただし、移住型リフォームは、令和5年4月1日以降に県外から本市へ転入した方が、令和6年4月1日以降に購入した住宅、又は相続・贈与により所有している住宅が対象です。 (P31 確約書の添付が必要)
4	亡くなった父名義の住宅に、母が住んでいます。母が申請者で補助を受けられますか。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の名義が故人であり3親等以内の親族が居住している場合、補助の対象となります。 (P31 確約書の添付が必要)
5	賃貸戸建住宅でも補助を受けられますか。	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断、耐震改修工事については、戸建住宅で、所有者が行う場合は賃貸でも補助の対象となります。 (リフォームは補助の対象外)
6	賃貸マンションのリフォームは対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 対象外です。
7	他の住宅関連助成制度の申請をしています。この事業も申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象となる工事が、他の住宅関連助成制度と重複していない場合のみ、申請できます。 ただし、リフォームについては国の子育てエコホーム支援事業や先進的窓リノベ2024事業、給湯省エネ2024事業と併用が可能です。
8	分譲マンションの耐震診断、耐震改修工事は対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 対象外です。
9	分譲マンションのリフォームは対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性のある(昭和56年6月以降着工など)分譲マンションで、県外からの移住者が行う、個人専有部分のリフォームに限り対象となります。
10	店舗付住宅の耐震診断・耐震改修工事は対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅部分が過半を超える場合は対象となります。

No.	質 問	回 答
11	店舗付住宅のリフォームは対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅部分が過半を超える場合は対象となります。（ただし、内部工事は住宅部分のみ対象、外部工事は住宅部分と店舗部分の面積按分で補助金を算定します。）
12	過去に安全安心住宅ストック支援事業でリフォーム補助を受けましたが、今回も受けられますか。	<ul style="list-style-type: none"> 補助を受けられません。
13	過去に補助を受けて耐震改修工事を行っていますが、リフォームの補助を受けられますか。	<ul style="list-style-type: none"> 過去に安全安心住宅ストック支援事業でリフォーム補助を受けておらず、空家活用・移住型の条件に該当していれば補助を受けられます。
14	空家活用型リフォームで補助を受ける際の条件を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> 築10年以上経過し、かつ空家期間が令和6年4月1日現在で1年以上の戸建住宅をリフォームすることが条件となります。 また、実績報告までに申請者が居住することが条件となります。 上記の条件を事前に確認させていただきますので、建築指導課までお問い合わせください。
15	移住型リフォームで補助を受けるための条件を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日以降に県外から本市へ転入し、令和6年4月1日以降に購入した住宅、又は相続・贈与により所有している住宅をリフォームすることが条件となります。 また、実績報告までに申請者が居住することが条件となります。 上記の条件を事前に確認させていただきますので、建築指導課までお問い合わせください。
16	移住型リフォームの「令和6年4月1日以降に購入した住宅」の購入とは、どの日付になるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 建物登記など公的証明で確認できる日付となります。
17	空家活用・移住型リフォームで補助を受ける場合、リフォーム後に住民票をうつす場合も対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 対象となります。ただし、実績報告時に申請者が申請住宅に住民登録されている必要があります。
18	空家活用型リフォームで分譲マンションは、対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅に限定しておりますので、対象外です。
19	リフォームはどの業者に頼んでも構いませんか。	<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島市内に本社のある法人か、鹿児島市内に住所のある個人業者（1人親方など）による施工が条件です。ただし、耐震改修工事とあわせて行う場合は、この限りではありません。
20	設計費・工事監理費は補助対象経費に含めますか。	<ul style="list-style-type: none"> 設計費は対象外ですが、工事監理費は補助対象経費に含めることができます。

21	申請手数料は補助対象に含めますか。	<ul style="list-style-type: none"> 申請手数料は補助の対象外です。
22	既に着手している場合や、完了している場合も補助を受けられますか。	<ul style="list-style-type: none"> 受けられません。申請後、補助金等交付決定通知書が届いた後に、契約を結び、工事着手したものでなければ、補助対象となりません。
23	工事完了は、いつまでにしなければなりませんか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年2月7日（金）までです。
24	実績報告はいつまでか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年2月21日（金）までです。
耐 震 診 断		
No.	質 問	回 答
25	昭和56年5月31日以前に着工された住宅は、なぜ耐震診断・改修工事が必要なのでしょう。	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対する安全性の基準が昭和56年6月1日に改正され、それ以前の建築物は「震度5弱で壁や柱が破損」、「震度6弱で倒壊」するものがあると言われているためです。
26	耐震診断とは。	<ul style="list-style-type: none"> 建物の壁の強さ・バランス・接合部の状況や劣化状況などの調査・検査を行い、地震に対する安全性を総合的に評価し、耐震改修の要否を判定するものです。 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅が対象となります。
27	耐震性の有無の判断基準を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性のある住宅は、耐震診断の結果、木造住宅にあっては、上部構造評点が1.0以上、非木造住宅にあっては、Is値が0.48以上のものであって、地盤及び基礎が構造耐力上安全であるものをいいます。
28	耐震診断技術者とはどのようなものをいうのですか。	<ul style="list-style-type: none"> （公財）鹿児島県住宅・建築総合センターなどが行う耐震診断に関する講習会を受講した建築士をいいます。
29	耐震診断技術者の名簿を見ることはできますか。	<ul style="list-style-type: none"> ホームページで名簿を公開しています。また、建築指導課窓口でも名簿の閲覧が可能です。
30	【耐震型】の耐震診断のみを行う場合でも補助申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断のみでも補助の申請は可能です。
31	耐震診断の結果、耐震性が不足している場合は、リフォーム補助のみを受けることは出来ないということでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> できません。耐震改修工事とあわせて行う場合は、補助の対象となります。

耐震改修工事		
No.	質問	回答
32	耐震改修工事とは。	<ul style="list-style-type: none"> 壁や柱、基礎の補強を行うことなどで、地震に対する安全性の向上を図る工事をいいます。
33	中間検査の手続きは。	<ul style="list-style-type: none"> 主な耐震補強箇所が目視確認できる時期の1週間前までに、中間検査申請書を提出してください。職員が検査を行い、中間検査結果通知書を送付します。
リフォーム		
No.	質問	回答
34	リフォームとは。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の増築、一部改築、改修、修繕及び模様替え等のうち、住宅の長寿命化、機能の維持向上等に資するものをいいます。
35	屋根、外壁の塗装等の外部工事の補助は。	<ul style="list-style-type: none"> 対象住宅の築年数や世帯要件等により、それぞれの補助率、限度額が適用されます。
36	子供は何歳までが対象ですか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月1日現在で18歳未満の高校生以下の子供がいる世帯が対象です。
37	子供が大学に通っていますが、子育て世帯支援の対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 対象となりません。高校生以下の子供がいる世帯が対象です。
38	子供が中学卒業後に就職していますが、対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 対象となりません。18歳以下で高校等に通っている子供がいる世帯が対象です。
39	高齢者とは何歳からですか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月1日現在で65歳以上の方が対象になります。
40	対象となる障害者は何級からですか。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A1、A2、B1の交付を受けている方が対象となります。
41	現在、高齢者等と同居していませんが、リフォーム後に同居する予定です。高齢者等世帯の対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 対象になります。ただし、実績報告時に、高齢者等が申請住宅に住民登録されている必要があります。
42	門、塀、カーポート、ウッドデッキの改修はリフォーム補助の対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 門、塀などの外構工事は対象外です。カーポート、ウッドデッキ（屋根があるもの）は対象となる場合がありますので、事前に建築指導課までお問い合わせください。
43	オール電化工事は、対象となるのでしょうか。（IHクッキングヒーター、エコキュート設置等）	<ul style="list-style-type: none"> IHクッキングヒーター、エコキュートともに専門工事を伴う場合は対象となります。

44	昭和56年5月31日以前に新築し、その後、昭和56年6月1日以降に増築を行った住宅について、【空家活用・移住型】のリフォーム補助に申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に新築した部分については、【耐震型】の補助を併用する場合は申請できます。 昭和56年6月1日以降に増築した部分について建築確認申請を受けている場合は【空家活用・移住型】に申請できます。 詳細は事前に建築指導課までお問い合わせください。
手 続 き		
No.	質 問	回 答
45	申請書類はどこで入手できますか。	<ul style="list-style-type: none"> 市のホームページからダウンロードできます。また建築指導課や各支所の窓口でも配布しています。
46	事前審査は実施しますか。	<ul style="list-style-type: none"> 事前審査は行いません。
47	建築年の確認方法は。	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認通知書や、法務局発行の登記簿、土地・家屋課税明細書などで確認できます。また、建築指導課窓口でも確認することができます。
48	見積書は、普段使っている様式でも構いませんか。	<ul style="list-style-type: none"> 業者の方が普段使用している様式で構いませんが、単価、数量などの内訳が詳しく分かるように見積書を作成してください。
49	見積書を後で提出してもよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> 補助申請時に見積書を提出しなければなりません。申請の際、必要書類が不足している場合は、受付ができない場合があります。
50	見積書の内訳は、全て「一式」でいいですか。	<ul style="list-style-type: none"> 数量と単価を記載してください。 例：クロス張替 100㎡×1,200円 外壁塗装下塗り 150㎡×800円
51	リフォームの内容が確認できる図面とは、どのようなものですか。	<ul style="list-style-type: none"> 手書きでも構いませんので、リフォームの場所や内容が分かる図面を提出してください。 例えば、塗装であれば、塗装箇所の分かる簡単な図面（立面図等）、フローリングの改修であれば、改修部分を示した平面図です。
52	受付は抽選ですか。	<ul style="list-style-type: none"> 先着順で5月7日（火）より受付開始です。
53	申請書はいつでも受付てもらえますか。	<ul style="list-style-type: none"> 受付期間以外は申請できません。
54	受付の流れを教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> 建築指導課窓口申請書類一式を持参してください。
55	契約書を交わさなければなりませんか。	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断を含め、必ず契約書を交わしてください。実績報告時に契約書の写しが必要となります。
56	契約日はいつでも良いですか。	<ul style="list-style-type: none"> 契約日は、申請後に届く、補助金等交付決定通知書の日付以降である必要があります。

No.	質 問	回 答
57	申請受付後、すぐにリフォームに着手しても良いですか。	<ul style="list-style-type: none"> • まだ着手できません。補助金等交付決定通知書を市から申請者へ郵送します。通知を受け取ってからの着工となります。（補助金等交付決定通知書は施工業者等へは届きません。）
58	交付決定通知後に、少し期間をおいて着手しても構いませんか。	<ul style="list-style-type: none"> • 構いませんが、完了期限までに工事等が完了するようにしてください。 （工事等完了期限）令和7年2月7日（金）まで。 （実績報告期限）令和7年2月21日（金）まで。
59	交付決定後に追加工事などが発生した場合、追加分は補助対象となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> • 補助金の増額はできません。
60	工事の変更が生じた場合、どうすればよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> • 変更の手続きが必要になる場合がありますので、建築指導課へお問い合わせください。
61	実績報告はいつしなければなりませんか。	<ul style="list-style-type: none"> • 補助事業等の完了年月日（様式第4[P10, P20, P29]参照）より2週間以内かつ、令和7年2月21日（金）までに実績報告書を提出する必要があります。
62	補助金を受けてから、業者への工事代金を支払いたいので、領収書がありません。実績報告はできますか。	<ul style="list-style-type: none"> • 領収書の写しが無ければ、補助金を支払うことはできません。実績報告書提出時まで、支払いを済ませて、領収書を受け取ってください。 また、当初の費用負担が軽減される代理受領制度もあります。⇒詳しくはP33,34へ
63	振込先の通帳の写しは提出しなければなりませんか。	<ul style="list-style-type: none"> • 振込先が正しく記載されていないと振込ができませんので、請求書には正しく記入するとともに、必ず振込先の写しを提出してください。（表紙の裏側、カタカナで名前が記載されているページ）
64	ゆうちょ銀行を振込先に指定できますか。	<ul style="list-style-type: none"> • 指定できません。ゆうちょ銀行口座番号（記号、番号）では振込むことが出来ません。振込用[*]の店名・預金種目・口座番号を請求書に記入するとともに、振込先の写しを提出してください。 ※振込用の店名等は通帳に記載されています。
65	振込日の通知はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> • 振込日の通知はありません。
66	振込先を業者にしてもいいですか。	<ul style="list-style-type: none"> • 補助金は申請者の口座でなければ振り込めません。 ただし、耐震改修工事、耐震改修工事とあわせて行うリフォームにおいて、代理受領を行う場合に限り、振込先を施工業者にすることが出来ます。 ⇒詳しくはP33,34へ